

こども政策決定過程におけるこどもの意見反映プロセスの在り方に関する調査研究
【諸外国の取組収集】調査対象国以外の動向 報告書

2022年12月
株式会社NTTデータ経営研究所

目次

1. EU

- 私たちのヨーロッパ、私たちの権利、私たちの未来
- EU子どもの権利戦略 2021-2024
- EUにおける政治的・民主的生活への子ども参加に関する調査

2. OECD

- OECDにおける若者参画とエンパワーメントの現状調査

3. 児童の権利委員会一般的意見第12号 (GENERAL COMMENT NO.12)

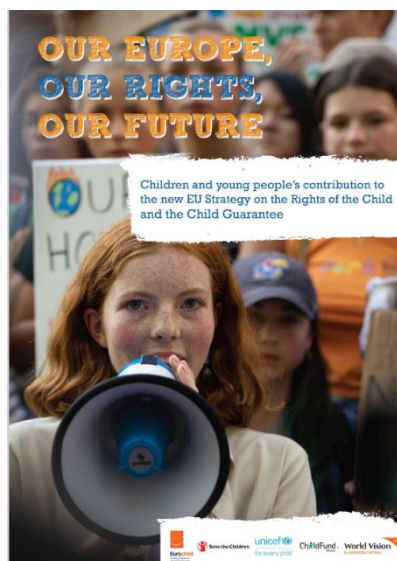
4. セーブ・ザ・チルドレン

- 有意義で倫理的な子ども参加にむけた9つの基本的要件

海外動向：私たちのヨーロッパ、私たちの権利、私たちの未来（EU）

レポート概要

- 欧州委員会が「EU子どもの権利戦略 2021-2024」（The EU Strategy on the Rights of the Child 2021-2024）の策定のため、5つの子どもの権利団体のファシリテーションにより、11～17歳の子ども1万人以上に意見を聞いた大規模調査である。
- 調査結果は、3月に策定されたEU子どもの権利戦略に反映された。



レポート名	"Our Europe, Our Rights, Our Future"
出典	https://www.unicef.org/eu/reports/report-our-europe-our-rights-our-future
発行年	2021年2月
調査主体	欧州委員会（EC）が発注。ChildFund Alliance, Eurochild, Save The Children, UNICEF, World Visionの5つの子どもの権利団体のファシリテーションにより実施
調査目的	<ul style="list-style-type: none"> • EU子どもの権利戦略（2021-2024）の策定にあたり、こどもの意見を聴き、戦略に優先的に組み込むべき事項を検討するために実施
調査概要	<ul style="list-style-type: none"> • 5つの子どもの権利団体のファシリテーションにより、11歳から17歳の1万人以上のこどもや若者の意見を聴取した • 意見聴取方法は、オンラインアンケート、オンライン及び対面のグループディスカッション（障がい・貧困・社会的養護などの状況にあるこども）
調査対象	<ul style="list-style-type: none"> • 学校生活、食生活、メンタルヘルス、生活上の困難、参加、ネット利用、コロナ禍の生活、EUの優先事項等について意見を聴取
その他	<ul style="list-style-type: none"> • イラスト入り版やこども向け（Child-friendly version）版、解説動画が作成されている

こどもの声

聞いてほしい

- 自分たちに関係することを決めることに関わりたいが、めったにその機会はない
→最低限、**こどもの参画を戦略の中心とする**

権利を尊重してほしい

- ほぼ全てのこどもはこどもの権利について聞いたことがあるが、尊重されることに問題がある。親や教師以外にソーシャルワーカーや警察、司法関係者で尊重してくれると感じているこどもは4人に1人に過ぎない
→最低限、**学校や就学前施設でこどもの権利の教育**を行い、**こどもに関わる全ての専門職は研修を受ける**

海外動向：私たちのヨーロッパ、私たちの権利、私たちの未来（EU）

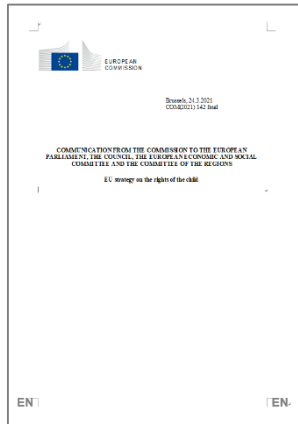
<p>公平に包摂してほしい</p>	<ul style="list-style-type: none"> 3人に1人のこどもは、差別や排除を経験している。障害児、移民、少数民族、LGBTQ+のこどもの場合は50%にのぼり、学校が最も問題が生じる場所になっている →最低限、差別の問題と公平性の確保を戦略の土台にすえる、差別についての欧州指令をこども中心にする
<p>将来に役立つ教育に変えてほしい</p>	<p>学校は好きだが、多くのこどもは自分たちのニーズは満たされておらず変革に向けた考えは無視されていると感じている。年齢が高いこどもは将来に必要なツールやスキルを与えられておらず、ライフスキルや芸術、スポーツ、こどもの権利を学びたい。3人に1人が修学旅行や教科書を買えず、社会的排除につながっている。</p> <p>→最低限、EU加盟国に質が高く、包摂的で安全に教育を受ける環境をこどもに保証するよう求める。現在と将来のニーズに役立つ教育となるよう設計すること、カリキュラム、教育方法、学校環境についてこどもの意見を考慮することが重要</p>
<p>身体と心の健康をサポートしてほしい</p>	<ul style="list-style-type: none"> 3人に1人は必要なヘルスケアサービスにアクセスがなく、多くのこどもがメンタルヘルスの問題や落ち込み、心配を抱えている。5人に1人のこどもは、将来への不安、いじめ、学校や孤独などのメンタル不安を感じている。 →最低限、すべてのこどもが無料でヘルスケアとソーシャルケアサービスにアクセスできるよう予算を投じる
<p>健康的な食事をしたい</p>	<ul style="list-style-type: none"> 20%の必ずしも毎日十分な食事をとれておらず、移民や失業している親のこどもはさらに高い割合である →すべてのこどもは健康で手に入りやすい値段の食事を未就学施設や学校でとれるようにする
<p>家とコミュニティを安全な場所に</p>	<ul style="list-style-type: none"> マイノリティーグループのこどもの多くは過密・騒音・寒さ・WiFiアクセスなど家の問題に直面している。ホームレスやストリートチルドレン、施設で育ったこどもはより多くの困難を経験している。 →最低限、必要なこどもにアフォダブルハウジングを提供するとともに、公共空間で女の子が危険であることを認識し安全と感じられるように政策を策定する
<p>遊びたい</p>	<ul style="list-style-type: none"> 4人に1人以上のこどもが遊びやスポーツ、文化的な活動や芸術を経験できず、周縁化されたグループのこどもでは半数にのぼる →加盟国に全てのこどもに安全なレジャー施設へのアクセスに投資するよう求める
<p>安全でアクセスしやすいデジタル世界を保障する</p>	<ul style="list-style-type: none"> インターネットは教育、遊び、情報、家族や友人とのコミュニケーションで不可欠と感じているが、半数のこどもがインターネット接続やデバイス、データ利用に問題がある →最低限、EUと加盟国はオンライン世界におけるこどもの権利の実現を強化すると同時にオンラインプラットフォームやゲーム、アプリがプライバシーや安全についてこどもの権利を保障するデザインとするよう求める
<p>こどもに対する暴力を止める</p>	<ul style="list-style-type: none"> こどもは家や学校、学校への通学路や近所で暴力を受けた経験があり、暴力を止めることはこどもたちの最も高い関心事の一つ →最低限、こどもに対するあらゆる暴力の根絶を戦略の土台にすえる
<p>私たちの未来のために気候を守る</p>	<ul style="list-style-type: none"> 多くのこどもが気候変動を気かけ、気候変動を止めるためのキャンペーンに関わっているがグローバルな議論はめったに子どもの生命や権利への影響やこどものアクティビストの意見を聴くようにしてくれない →最低限、EU気候変動アプローチはよりこどもにフォーカスをあて、気候変動や環境保護に関わる政策については子どもの権利を組み込む

海外動向：EU子どもの権利戦略 2021-2024（欧州委員会）

レポート概要

- すべての子どもの権利を保護・権利の実現を支援し、EUの政策立案の中心に子どもを据えるため、欧州委員会が2021年3月に策定した。前述した「私たちのヨーロッパ、私たちの権利、私たちの未来」調査により、1万人以上の子どもの声を反映して策定された。

■ 本編（各国語）



■ 本編（イラスト入り版）



■ こどもに優しい版 (4ページ版、10ページ版)



■ 紹介動画（1分55秒）



6つの戦略分野

6分野ごとに、子どもの声とそれを踏まえてECが取るべきアクション及び加盟国への推奨が述べられている。

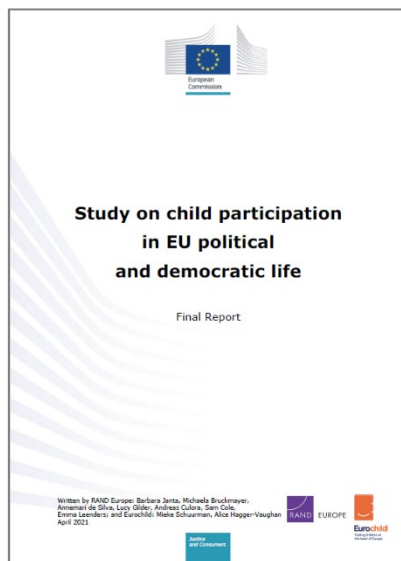
- 1 政治及び民主的生活への参加：子どもが主体的な市民および民主社会の構成員となるためにエンパワーするEU
- 2 社会的経済的包摂、健康、教育：子どもの貧困と闘い、インクルーシブで子どもに優しい社会、健康、教育を推進するEU
 - 子どもの貧困と闘い、機会の平等を促進する
 - ヘルスケアを享受する権利をすべての子どものために確保する
 - インクルーシブで質の高い教育システムを構築する
- 3 子どもに対する暴力との闘いと子どもの保護：子どもが暴力のない世界で育てるよう手助けするEU
- 4 子どもに優しい司法：子どもの権利とニーズを守る司法制度を備えたEU
- 5 デジタルと情報社会：子どもが安全にデジタル空間を行き来し、その機会を享受できるEU
- 6 グローバルな側面：危機や紛争時を含め、グローバルに子どもを支援し、保護し、エンパワーするEU

海外動向：EUにおける政治的・民主的生活への子ども参加に関する調査（EU）

レポート概要

- EU加盟27カ国及び英国における子どもの政治や政策参加のための取組、仕組みについての実態調査。調査には224人の子どもや若者の意見をフォーカスグループ形式で聴取した。
- EUと各国の政策への子ども参加を促進する目的でEU総局が発注、ランドヨーロッパ・ユーロチャイルドが調査を実施。

レポート名	Study on child participation in EU political and democratic life
出典	https://ec.europa.eu/info/study-child-participation-bibliography_en
発行年	2021年2月
調査主体	EU司法・消費者総局（DG JUST）が発注、Rand Europe とEuro Childによる共同調査
調査目的	<ul style="list-style-type: none"> EUにおける子どもの政治・政策参加の現状把握、方法（メカニズム）と特徴、好事例からの学び、子ども参加について子どもの考え方を把握する 子どもの対象年齢は18歳以下
調査概要	<ul style="list-style-type: none"> 28カ国の文献調査、10カ国について事例調査（ヒアリング、フォーカスグループコンサルテーション） フォーカスグループは224人の子どもと若者の協力を得て10カ国で実施
調査対象	<ul style="list-style-type: none"> EU加盟国27カ国及び英国における2012年以降の国レベルの取組 政策及び法制化の企画、設計、実施、評価のあらゆる段階において子どもが関与するための機会が対象（司法手続き、学校生活、家庭生活、投票等は対象外） 事例調査の対象国は、ブルガリア、フィンランド、キプロス、ドイツ、アイルランド、マルタ、オランダ、ポルトガル、スロベニア、スペイン、フランス 事例調査の対象国は、地理的位置、人口規模、16歳以上の社会参加率を考慮して選定。移転可能性、対象者の幅（年齢、困難な状況の子ども）、効果（短中長期、子ども関与の影響力を第一基準とし、参加目的、頻度、政策段階、個人/集団、テーマ等を調査
その他	<ul style="list-style-type: none"> 対象国の子どもが意思決定に関わる仕組みについて網羅的に調査して概観 子ども参加に関わる各国の関係機関、政策、戦略、計画、子ども議会や委員会の一覧掲載 調査に関わるテンプレ類も収載（ガイドライン、インタビューシート、同意書雛形等） 大人向けと子ども向け（accessible version）のレポートが公表されている



海外動向：EUにおける政治的・民主的生活への子ども参加に関する調査（EU）

調査結果サマリ

- 子ども・若者の政治・政策参加を促進している主な仕組みは、子ども若者評議会、子ども若者議会、オンブズパーソンなど政府主導の常設の仕組みである。学校現場では定期的な取組や随時の取組が行われている。
- 一方、大人主導で企画段階での関与が多く、政策の実施や評価段階への関与事例が少ないこと、子ども参加のインパクトを評価するに至っていないこと、参加することもや意見の反映方法等が課題と報告。

- 国レベルの取組では、子ども若者評議会、子ども若者議会とオンブズパーソンが最も浸透している制度化された仕組みである
- 子ども若者評議会や子ども若者議会は1940年代から存在しているが、仕組みの多くは1990年代や2000年代に導入された。調査対象28カ国中、子ども若者評議会は27カ国、子ども若者議会は15カ国で導入されている。
- 大人主導で企画段階での関与が多く、政策の実施や評価段階への関与事例は少なく、子ども参加のインパクトを評価するに至っていない
- 参加できる子どもは有利な立場にある場合が多く、公平な参加を義務付けている評議会は4カ国に過ぎない
- ジェンダーバランスは考慮されているが、多くの場合12歳以上の子ども向けの仕組みが多く、より年齢層の低い子どもや障がいや民族、難民、性的マイノリティー等の困難を抱えたり不利な立場にある子どもの関与については課題が残る
- 子どもの意見を決定時に考慮することを義務付けている国は4カ国に過ぎず、多くの場合子どもの意見は参考扱いである
- 子ども参加に対する障害は、①子ども観と子どもの社会参加能力に対する社会の価値観と態度、②言語能力に対する配慮、③参加に関する情報の入手可能性やアクセス、④子ども参加に関する法的根拠や子どもに対するフィードバック不足が子どもが参加するモチベーションを下げている

海外動向：EUにおける政治的・民主的生活へのこども参加に関する調査（EU）

導入状況

	CYC	CYP	OM		CYC	CYP	OM
EU	○	○	○	アイルランド	○	○	○
オーストリア	○	×	×	イタリア	○	×	×
ベルギー	○	○	○	リトアニア	○	○	×
ブルガリア	○	×	×	ルクセンブルク	○	○	×
キプロス	○	○	×	ラトビア	○	○	×
チェコ	×	○	×	マルタ	○	○	○
ドイツ	○	×	×	オランダ	○	×	×
デンマーク	○	×	×	ポーランド	○	○	×
エストニア	○	×	×	ポルトガル	○	○	×
ギリシア	○	○	○	ルーマニア	○	×	×
スペイン	○	×	○	スウェーデン	○	×	○
フィンランド	○	○	○	スロベニア	○	×	×
フランス	○	○	○	スロバキア	○	○	×
クロアチア	○	×	○	イギリス	○	○	○
ハンガリー	○	×	×	合計	28	16	11

◆ 国レベルのこども若者評議会の主な形態

1. 国際機関、国の機関や組織、NPOに対するアドバイザー
2. こども・若者向けあるいはこども・若者と複数の分野で活動する連合形式
3. 地方や地域のカウンシルをサポートする国レベルのネットワーク組織
4. その他特定テーマについて協議

◆ 国レベルのこども若者議会の主な形態

1. 常設組織で18歳未満のこどものみで構成する
 2. 18歳以上の若者を含む場合（キプロスのみこども議会と若者議会を別に設置）
- 年間を通じた教育目的で実施されることが多く、ノミネート、選挙による選出を経て議論し、国会陳述や意見表明を行う

凡例) CYC:こども若者評議会、CYP:こども若者議会、OM:オンブズパーソンの支援による関与の仕組み。いずれも役割、組織形態等は国により多様とされている
出所) Study on child participation in EU political and democratic life, Table 5

海外動向：EUにおける政治的・民主的生活への子ども参加に関する調査（EU）

事例調査

選定基準

16歳以上市民活動参加率,	国の規模		
	大	中	小
6%以下	－	ブルガリア	－
6－10%	スペイン	ポルトガル	スロベニア、マルタ、（キプロス）
10%以上	オランダ、フランス、ドイツ	フィンランド	アイルランド

主な取組

言葉を行動に（ブルガリア）	知的障がいをもつ子ども主導でイベントを実施することをサポートするプログラム。 ECの支援でブルガリア、セルビア、チェコで実施された。評価キットも開発され、プログラムを通じて子どものコミュニケーション能力や自尊心が向上したことが示された。また、子ども委員会は代表制を確保することを重視しており、各地区代表28席に加えて、脆弱な立場にある子どもに4席、国際的保護を受けている子どもに1席設けている
日常（La Vida Cotidiana） （スペイン）	0-6歳の子どもが栄養や居場所について自分で考え決めることを可能にする幼児プログラム。 グラナダ市が幼児教育について理解を深めるために設立した財団が運営する。スペインのユニセフの子どもにやさしい町の好事例の一つ
子ども参加予算（ポルトガル）	子どもに特化して500万ユーロの国の予算の使い道を参加型で決める 世界初の試み。14歳から30歳が1件10万ユーロを上限にあらゆる政策分野を対象にプロポーザルを提出。子どもの投票により決定する

出所) 左 : Table 1: Criteria for selection of the 10 MS for in-depth qualitative research, 右 : Table 10, Box 2, 4,7,8,10,13,, 16, 18,19, 21,23, 24, 25

海外動向：EUにおける政治的・民主的生活へのこども参加に関する調査（EU）

若者委員会（スロベニア）	若者委員会法（Youth Council Act）に基づき、 国の予算でNGOにより運営 される。関心や考え、政治的立場が異なる 16の若者のNGOで構成 され、国の政策や国際組織に関わる問題について若者の声を代表して政策形成に参画する。トレーニングやボランティア活動を通じてアクティブ市民であることも奨励される
未成年保護法への関与（マルタ）	里親制度についてこどもコミッショナーオフィスが当事者のこどもに行ったインタビューから法案の提案を作成したことで 直接的にこどもの意見が反映 された
こども議会（キプロス）	13歳以上のこどもが地理的及び民族的に代表するよう選定され、任命される。仕組みは大人主導であるが、 議題はこども主導 で決められ、こども議会の検討課題は年に2回、 教育文化省が取り上げ、その進捗も評価 される
リトルエンバシー（オランダ）	8歳から27歳を対象として 市民生活へのこども参加とそのインパクトを経験 する目的で2014年から民間団体が運営するプロジェクト。自治体や企業、専門人材が資金や技術的サポートを行う
こども議会（フランス）	10歳前後の児童が、毎年のテーマに即して 4条で構成される法案を作成 。地方と全国の選考を経て選ばれた法案は 国会議員により法律化 される。単純な教育目的に終わらない点が特徴
こどもの権利条約の協議（ドイツ）	市民グループで形成されたこどもの権利条約実行ネットワークが主導し、ドイツにおけるこどもの権利条約の実施状況について 国連委員会に報告する調査にこどもが関与 した。2,725人のこどもが調査に、22人のこどもが個別プロジェクトに、32人のこどもが児童センターについての協議に、数人のこどもが報告書作成や国連での発表に関わった。国全体でこども参加プロジェクトをどう進めるかの好事例
経験による専門家（若手アドバイザー）（フィンランド）	社会的養護や虐待、移民、難民等特定の経験を持つこどもに対してオンブズマンが意見を聴く仕組み 。25歳まで支援を延長する児童福祉法の改正につながった
ローカル・ユースカウンスル（アイルランド）	アイルランド子ども戦略2000の一環で設立され20年にわたり機能。全国に31存在。 各議会に2万ユーロの国の予算が配布 される。12歳から18歳のこどもが政策決定や地方の施策に意見を表明する

海外動向：EUにおける政治的・民主的生活への子ども参加に関する調査（EU）

子ども向け報告書

- 大人から子ども向けに調査のフィードバックとして”Acceccible version”が公表されている。全330ページの要約ではなく、内容を踏まえたQA形式で読みやすくまとめられている（全5ページ）。

Children's participation in government decisions across the European Union

"If you are doing something for a child, it is useless asking adults. You first need to reach out to the child to see what they want" from Malta

This is a short report about our research on children's participation in government decisions and political life across Europe.

Children have a right to share their ideas. Governments should make sure that they reach out to hear from all children who want to be heard.

Governments should use children's ideas to help make decisions. This includes decisions about laws, policies, services and government spending. We investigated what has been happening in relation to children's participation in the European Union, from 2012-2020.

How and where did we investigate?

We looked at children's participation in government decisions internationally, nationally in 28 countries, and at a local level in 10 countries.

We ran focus groups to hear from 224 children and young people in Bulgaria, Cyprus, Finland, Germany, Ireland, Malta, the Netherlands, Portugal, Slovenia and Spain. We interviewed 64 adults. We also read [documents](#) and [websites](#).

A list of the participation opportunities we found is [here](#).

* All quotes are from children, but to keep them anonymous we only use country names.
This research was paid for by the European Union. It was led by a research company called RAND Europe with help from young people in Eurochild's Children's Council and some other advisors. This summary was written by Eurochild's Children's Council and Cath Larkins with illustrations by James Munro. Contact info@eurochild.eu

Study on children's participation in EU political and democratic life

How are children sharing their ideas with governments?
Children tell their ideas to governments through councils, parliaments, forums, panels, conferences, research, web discussions, creative activities, campaigns and strikes.

Child and youth councils and parliaments have existed since the 1940s. Councils now exist in 27 countries, nationally and at a local level. There are opportunities to share opinions about EU policy too. In 13 countries there are child or youth parliaments. Council and parliaments are organised in lots of different ways. Parliaments are often yearly education activities, where children can make recommendations. In 6 parliaments children can propose new laws.

Sometimes parliaments and councils have strong connections and regular meetings with local, national and international governments or politicians. Some participation opportunities are provided by governments, Children's Ombudspersons and organisations. More could be done to help children share their ideas with governments.

"We do not understand the language the adults speak, we cannot pitch the idea ... their talks and meetings are so boring" Bulgaria

"Help is best from a person with experience and knowledge of participation, regardless of age" Cyprus

"Participate and you learn by participating" Spain

What can help?

- Safe spaces and relaxed meetings
- Web platforms reporting children's ideas to governments
- Children taking the lead
- Setting up movements like Fridays for Future
- Groups of children connecting and working together

p.1	子どもに意見表明権があること（調査背景）と調査方法（参考文献や各国の参画機会リストへのリンク）を述べている
p.2	子どもはどのように意見を政府に伝えているか 子どもの参画機会の状況について調査結果と子どもが参加しやすい工夫をまとめている
p.3	不利な立場にある子どもは参加できているか 課題があることを述べた上で、参加しやすくなるための工夫についてまとめている
p.4	子どものアイデアは政府の意思決定に役立っているか 課題があることを述べてた上で、どういうやり方が考えられるかまとめている
p.5	子どもの政治参加に与えた新型コロナウイルスの影響 子どもへの影響や子どもの政治参加の変化について述べた上で、EUが政府の政策決定に子どもの参加を促進するためにできることをまとめている
共通	各ページに本調査で収集した子どもの意見を引用している

出所)

https://ec.europa.eu/info/sites/default/files/accessible_version_of_child_participation_report_final_10.02.2021_v0.3.pdf

海外動向：OECDにおける若者参画とエンパワーメントの現状調査（OECD）

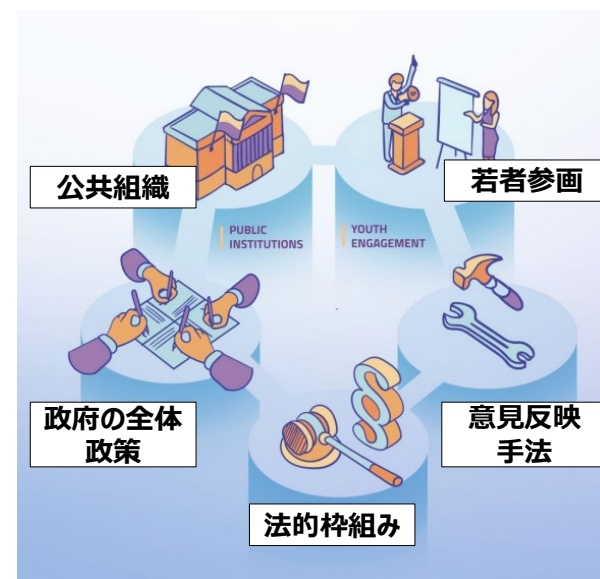
レポート概要

- 若者は経済成長の果実を公正に受け取れておらず、グローバルな課題の影響を受けている若者こそ、政治や政策に関与し意見が反映される必要があるというガバナンス上の問題意識のもと、「ガバナンスギャップ」を明らかにするため、各国の若者参画とエンパワーメントに向けた政府の取組状況を調査した。
- 本レポートでは、若者を様々な移行期（義務教育から高等教育や就職、自宅から一人暮らし等）にある大人に向かう時期と定義している。



レポート名	Youth Stocktaking Report: Engaging and empowering youth in OECD countries- How to bridge the “governance gap”
出典	https://ec.europa.eu/info/study-child-participation-bibliography_en
発行年	2018年4月
調査主体	OECD公共ガバナンス委員会
調査目的	<ul style="list-style-type: none"> 若者の参画とエンパワーメントのための政府のガバナンスの取組状況把握
調査概要	<ul style="list-style-type: none"> 文献調査（デスクトップリサーチ、OECDの既存のエビデンスとレポート ①政府の全体政策、②公共組織、③若者の意見反映手法、④若者参画、⑤法的枠組みを比較
調査対象	<ul style="list-style-type: none"> OECD加盟27カ国

ガバナンスギャップを埋める分析要素

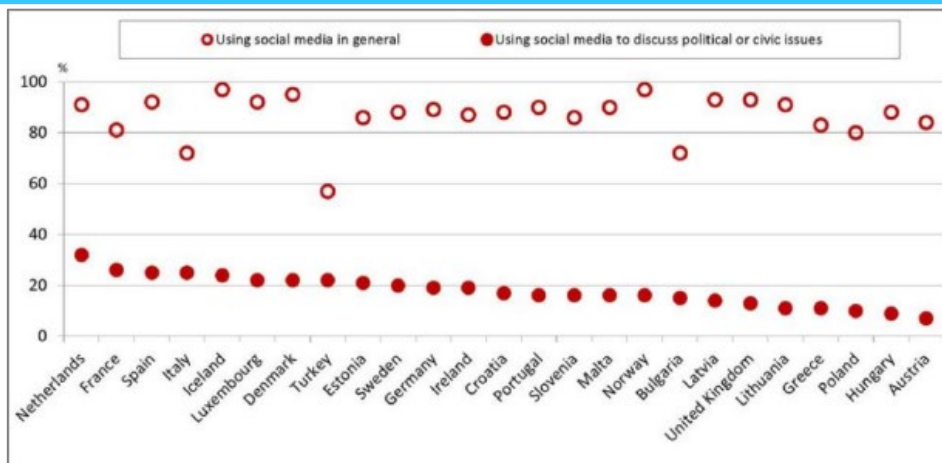


海外動向：OECDにおける若者参画とエンパワーメントの現状調査（OECD）

調査結果サマリ

- グローバルな影響を軒並み受けているにもかかわらず、政治的立場は高齢者が占めており、既存の政策決定の手法は時代遅れで非効率と見なされている。15歳から29歳の25%が全く政治に関心がなく、**多くの若者が政治的不関与の状態に陥るリスク**が生じている。
- **若者は社会的・政治的問題についてデジタル技術（ソーシャルメディア、ブログ、オンライン請願）を活用**しており市民教育や参加チャネルの点でDXの機会が生じている一方、**政府は十分に活用しきれていない**。
- 多くの政策決定者は若者のニーズに十分に対応するべくガバナンス上の変革が必要だと認識し始めており、バラバラに提供されていた若者向けサービスを見直している。**35カ国中27カ国（77%）は、若者について少なくとも1回、国や連邦レベルで包括的な複数年戦略を策定**したことがある。**国レベルでの実行的な戦略は全体の4割（35カ国中14カ国）**である。（多くの場合ローカルレベルで独自の戦略を策定、実施）
- また、政策決定において若者のニーズを考慮するため、「ユースチェック」や若者に配慮した予算などのツールを活用し始めている。

ソーシャルメディアの利用状況：一般 対 政府・市民関係の議論での活用



出所) 図5.5 Youth social media use

海外動向：OECDにおける若者参画とエンパワーメントの現状調査（OECD）

若者の意見反映手法：ユースチェック

- OECDで広く採用されるほど広がってはいないものの、一部の国で**制度の導入に際し想定される若者への負の影響を分析し、好ましくない影響が生じるリスクを減らす「ユースチェック（Youth Check）」**の取組が行われている。
- 全体の影響評価の一部である。ユースチェックの事例ごとに①対象制度、②対象年齢、③対象となる要件が異なっている。

国名	対象制度	対象年齢	対象となる要件	法的根拠
オーストリア Jugend check	全ての法律及び制度の提案時	子どもと若者（0-30歳）	1万人以上の子どもが影響を受ける見込みの場合	予算法（2013）
フランダース・ベルギー Joker	フランダース政府が法案提案した場合	25歳以下	若者の利害に直接影響がある場合	子どもの権利に基づく子どもへの影響及び政策精査法令（1997）、フランダースの若者及び子どもの権利政策の実施法令（2008）
フランス La Clause D'Impact Jeunesse	法律及び制度の提案時	16歳から25歳	<ul style="list-style-type: none"> 直接的に若者向けではない場合：一般的な影響調査シートを使用 若者向けの場合：制度の若者への影響調査シートを使用 	影響評価基本法（2009）、若者への影響評価（2016）
ドイツ Jugend check	全ての連邦政府府省の制度案	12歳から27歳	計画されている法制度による影響を評価する10-15の質問（例：若者の社会的便益への参加を増加するか）	記載なし
アイルランド	全ての新規の政策及び法律	24歳以下	子どもと若者に関係する場合	記載なし
ニュージーランド Child Impact Assessment	記載なし	子ども及び若者（年齢制限なし）	義務化されていないが、社会開発省及び子どもコミッショナーオフィスが推奨	記載なし

出所) Table 4.1

海外動向：OECDにおける若者参画とエンパワーメントの現状調査（OECD）

若者の意見反映手法：ユースカウンシル

- OECD加盟国のうち**27カ国にユースカウンシルが存在**している。機能や政府との関係性に違いがある。
- 主な活動資金は若者省等からの予算配分であるが、会費、国際機関からの資金のほか、合法賭博からの税金や利益分配をする例や企業の社会的責任の関係でビジネスとの協力可能性を追求する例もある。

機能	法律案への答申	若者代表、ロビイング	国際協力	物的支援	能力開発	啓発や新テーマの提示
該当数（MA）／全体	25/27	26/27	21/27	12/27	23/27	24/27
政府との関係	正式な政府機構の一部		独立したアドバイザー・相談機関		ワーキンググループに参加	
該当数（SA）／全体	2/27		24/27		3/27	

若者の意見反映手法：参加型予算

- 若者の意見を聴取し予算配分に反映する「参加型予算」**について一部の導入事例が報告されている。
- すべての市民を対象とする場合もあるが、若者など特定のサブグループを対象とする場合もある。プロセスの透明性が確保されかつ予算の企画から選定、実施のプロセスに若者が関わることができれば若者のニーズに対応できるとされる。

国名	内容
米国：ボストン	全米や欧州に広がるきっかけを作った最初の事例。“Youth lead the Change”（若者が変革を起こす）は12歳から25歳の若者が招聘され、市の予算のうち1万ドル（約1.48億円）の用途、意見の収集、助成する対象プロジェクトの選定、実施、発展に関わる。
米国：シアトル	“Youth Voice, Youth Choice”（若者の声、若者の選択）を通じて70万ドル（約1億円）の用途を若者が決定する。
米国：ニューヨーク	10歳以上の市民全てに開かれた機会として参加型予算を実施している。
ポルトガル	“Orçamento Participativo Jovem Portugal”。国レベルで実施した最初の参加型予算の事例である。14歳から30歳の若者が提案（上限7.5万ユーロ（1千万円））やファイナリストの投票を行う。対面でも特設ページでオンラインでも参加可能。この取組を通じて、30万ユーロ（約4千3百万円）がスポーツや社会的イノベーション、教育、環境に配分される。 ※「EUにおけるこどもの政治・政策参加に関する調査」では予算額が増えている

児童の権利委員会一般的意見第12号 (GENERAL COMMENT NO.12)

概要

- 「一般的意見」は子どもの権利条約の実施状況を審査するため条約に基づいて設置された国連・児童の権利委員会が、条約のさらなる実施を促進し、かつ締約国による報告義務の履行を援助するために作成される文書である。
- 一般的意見12号は、意見を聴かれる子どもの権利について、条約の規定や実施のあり方に関する解釈を示している。

はじめに

- 「意見を聴かれる権利」(第12条)は自己に影響を与えるすべての事柄について**自由に意見を表明するすべての子どもの権利及びこれらの意見をそのこどもの年齢および成熟度にしたがって正当に重視される二次的権利**を定めている
- 「意見を聴かれる権利」は子どもの権利条約の4つの一般原則の一つに位置付けられている
- 第12条はそれ自体で一つの権利を定めているというのみならず、他のあらゆる権利の解釈および実施においても考慮されるべきである

構成

法的分析	意見を聴かれるこども個人の権利について
A	司法上及び行政上の手続き等において権利を全面的に実現するための要件
B	第12条と他の3つの一般原則（差別の禁止に対する権利、生命および発達に対する権利、こどもの最善の利益の第一義的考慮）との結びつき及び他の条項との関係について
C	様々な場面および状況における意見を聴かれる権利の実施
D	意見を聴かれる権利を実施するための基本的要件
E	結論

5つの段階的措置 (パラ40-47)

意見を聴かれる権利が効果的に実践されるため段階的措置をとる必要がある

- | | |
|-----------------------|---|
| (a)準備 | 適切な情報提供 |
| (b)聴聞 | 意見を表明しやすい励ましに富んだ環境の用意、談話の形式、秘密が守られる条件下での実施 |
| (c)こどもの力の評価 | 自己の意見をまとめる力があるときの正当な考慮 |
| (d)フィードバック | 意見がどの程度重視されたかに関する説明 |
| (e)苦情申し立て、救済措置および是正措置 | 権利が侵害された場合の苦情申し立てや救済措置を提供するための立法、苦情の声をあげるためオムブズマンまたはこれに相当する役割を果たす者に相談することの保障、及びその者についてアクセス方法についての情報提供 |

出所) 児童の権利委員会一般的意見第12号

児童の権利委員会一般的意見第12号（GENERAL COMMENT NO.12）

締約国の義務（パラ48-49, 65-67）

- **締約国の中核的義務**：意見を聴かれることなどの権利について、下記を子ども達に提供する仕組みを導入するため国内法を再検討または改正する
①適切な情報、②必要な場合の十分な支援、③意見がどの程度重視されたかに関するフィードバック、④苦情申し立て、救済措置または是正措置の手続きへのアクセス
- **上記義務の履行のために取るべき戦略**
 - 第12条に関する制限的な宣言及び留保の再検討かつ撤回
 - 子ども権利に関する幅広い権限を有する独立の人権機関の設置
 - 子どもとともに、子どものために働くすべての専門家を対象とする第12条および実践についての研修の実施
 - 子どもの意見表明を支援及び奨励するための適切な条件を確保し、かつ子どもの意見が正当に重視されることを確実にするための規則および体制の整備
 - 広く蔓延している慣習的子ども観を変革するための公的キャンペーン
- **行政手続きにおける意見を聴かれる権利**
 - 手続きは、子どもにやさしく、アクセスしやすいものでなければならない
 - 意見を聴かれる権利を認められるべき手続の具体例：学校における規律上の問題（停退学等）、学校証明書の発給拒否および成績関連の問題、少年拘禁所における規律上の措置および特権を認めることの拒否、保護者のいない子どもによる庇護申請、運転免許の申請対応

参加について（パラ86-88）

- 多層的な関与（参加）の要は第12条であるが、**子ども達のと協議に基づく計画、活動および発展は第12条に限らず条約全体で要求されている**
- **保健、経済、教育、環境のような幅広い問題への対処**が行われる
- 個人としての子どものみならず、子ども達の集団および子ども達一般にとっての関心事である
- 締約国は「**家庭および学校ならびに地方および国のレベルにおけるものも含む意思決定プロセスに、思春期の青少年を含む子どもが意味のある形で参加することを促進するためのプログラムを策定および実施する**」（国連総会第27特別会期で採択された「子どもにふさわしい世界」）ことを約束した

児童の権利委員会一般的意見第12号 (GENERAL COMMENT NO.12)

さまざまな場面および状況における意見を聴かれる権利の実施 (パラ89-131)

<p>家庭における実践</p>	<ul style="list-style-type: none"> 子どもに関わるあらゆる事柄について子どもの声に耳を傾け意見を正当に重視するよう立法および政策を通じて奨励する 親教育プログラムを推進（親子間の相互尊重関係、意思決定への子どもの関与、家族構成員全員の意見を正当に重視する意味、子どもの発達途上にある能力の理解、促進および尊重、家庭内で意見が食い違う時の対処方法）
<p>代替的養護における実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> 自分の措置、里親家族またはホームにおける養護の規則および日常生活に関わる事柄について自己の意見を表明しかつ政党に重視されることを確保するためのシステムの導入
<p>保健ケアにおける実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> 提案されている治療ならびにその作用および結果に関する情報の提供 安全またはウェルビーイングのために必要な場合、年齢に関わらず、親の同意を得ることなく秘密裡に医療上の相談および助言へのアクセス確保 一定の年齢に到達した時点で追う意見が子どもに移行する制度の奨励 小児科学研究および臨床試験への参加に関わる権利について情報提供 子どもの健康及び発達のためのサービスの計画およびプログラム立案に関する事故の意見および経験を提供できる措置の導入
<p>教育および学校における実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> 以下の問題に関して意見を表明しかつその意見が正当に重視される機会構築のための行動をとる 乳幼児期を含むあらゆる教育プログラム、他の子どもたちおよび大人とともに学び、遊びかつ生活する施設での人権教育の実践、ピア・エデュケーションおよびピア・カウンセリングの拡大、学級会・生徒会・学校理事会・学校委員会への生徒代表の参加を通じた意思決定プロセスへの着実な参加、学校に留まらず教育政策のあらゆる側面について協議、次の学校段階への移行または能力・適正別コースもしくはクラス選択に関する決定、規律維持に関わる事案（特に子どもを授業または学校から排除する場合）、体罰を解消するための参加型戦略
<p>遊び、レクリエーション、スポーツおよび文化的活動における実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> 遊びおよびレクリエーションのための設備のアクセスや適切さについて協議対象とする 正式な協議プロセスに参加できない非常に幼い子どもおよび障害のある子どもたちに対して自分の希望を表明する特別の機会提供
<p>労働現場における実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> 児童労働に従事する子どもは児童労働の根本的原因を解消する目的で政策とくに教育政策が立案されるとき、労働法の実施状況を調査する査察官が就業場所及び労働条件を検査するとき、労働法が起草される際または法律の執行状況が検討及び評価される際に意見を聴かれること

児童の権利委員会一般的意見第12号 (GENERAL COMMENT NO.12)

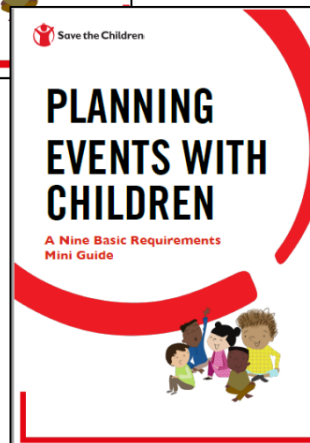
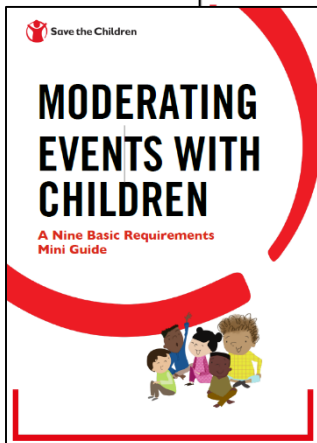
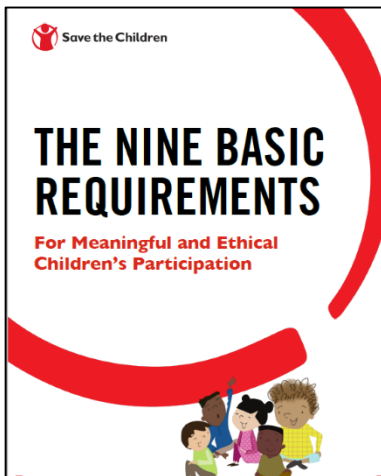
さまざまな場面および状況における意見を聴かれる権利の実施 (パラ89-131)

<p>暴力の状況下における実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> あらゆる形態の暴力に対処することを目的とする立法上、政策上、教育上その他の措置の立案および実施において子ども達と協議するよう奨励 周縁化されかつ不利な立場に置かれた子ども達（ストリートチルドレン、難民など）が関連の立法および政策プロセスに関する意見を募るための協議プロセスから排除されないことを確保するための特段の注意 あらゆる子ども施設に対し、子ども達が秘密にかつ安全に通報できる個人または組織に容易にアクセスできるようにすること、子どもに対する暴力との闘いについて自分の経験及び意見を寄せられる場を提供することを義務付け
<p>防止戦略の策定における実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの権利侵害の防止において、学校における暴力防止、危険かつ厳しい労働を通じた搾取との闘い、ストリートチルドレンへの保健サービスおよび教育の提供、少年司法制度など、問題その他の問題領域に関する立法および政策の立案に際して協議の対象とするとともに、関連する計画およびプログラムの起案、策定および実施への参加の促進
<p>移住および庇護に関わる手続における実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> 仕事を求める親に連れられてまたは難民としてきた子どもに対して、移住及び庇護に関わる手続のあらゆる側面について自己の意見を表明する権利を全面的に実施 移住の場合の学校及び保健サービスへの統合のため、教育上の期待および健康状態について子どもの意見を聴取 庇護申請の場合、庇護申請に至った理由を提示する機会を提供 権利、利用可能なサービス並びに移住・庇護手続に関するあらゆる関連情報を子ども達自身の言語で提供 後見人または助言者は無償で任命
<p>緊急事態下における実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> 緊急事態後の復興プロセスおよび紛争後の解決プロセスの双方で積極的役割を果たせるようにする機構を支援するよう奨励 プログラムの事前評価、立案、実施、モニタリングおよび事後評価において意見聴取
<p>全国的および国際的場面における実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> 子どもに影響を与えるあらゆる事柄について子どもの参加を草の根レベル、コミュニティ・レベル、国レベルまたは国際レベル等でさらに促進し、かつ模範的実践の交流を推進するよう奨励

有意義で倫理的な子ども参加にむけた9つの基本的要件（セーブザチルドレン）

概要

- 児童の権利委員会一般的意見12号において意見を聴かれる子どもの権利を実施するための基本的要件としてまとめられた9つの要件について、子どもの意見が聴かれ、参加するプロセスの質を確保することを目的として国際的な子どもの権利団体であるセーブ・ザ・チルドレンがまとめた実践ガイドである。
- 基本的要件の解説とあわせて具体的な実施事項やチェックポイントが整理されている。子どもとのイベント企画やファシリテートする際のガイドもまとめられている。



主なポイント

透明かつ十分に情報が提供される	子どもにやさしい情報提供をする（言葉づかい、フォーマット）
任意である	関わるかを決めるだけの時間と情報を提供する、いつでも辞退できる、大人と子どもの力関係の不均衡に対処する
尊重される	子どもの用事（学校、しごと、遊び）を考慮する、文化やジェンダーに配慮して進める、支えになり情報提供する大人がいる
子どもたちの生活に関連している	子どもに関わりがあるテーマである、子どもがトピックを決めるサポートをする、プレッシャーをかけない
子どもにやさしい	子どもが参加しやすい方法やアプローチをとる、会場は子どもに配慮され、アクセスしやすい場所である
インクルーシブである	ジェンダー、年齢、背景、能力が異なる子どもが関与している、安全なスペースを別に用意する、差別的ではないプロセス・方法・ツール
トレーニングによる支援がある	スタッフやパートナーは子どもに関わる自信と技術がある
安全でリスクに配慮されている	リスクアセスメント、子どものセーフガーディング計画を作成する、必要なヘルプをどこで受けられるか明確にする
説明責任が果たされる	進捗確認や評価方法を検討する、子どもが評価プロセスに関与する、子どもとのコミュニケーションやフォローアップ方法を決めておく、参加の結果を子どもが確認できるようにする